

私は、第3号、第5号、第6号、第15号の4議案に反対の立場で討論します。

第3号議案「住民基本台帳に基づく本人確認情報の提供および利用に関する条例等の一部改正」と第5号議案「栃木県個人情報保護条例の一部改正」は「マイナンバー制度」の実施に備えた条例改正です。

マイナンバー制度は、日本に住民票をもつ全員に生涯不変の国民共通番号を割り振り、来年1月から、社会保障と税などの膨大な個人情報を、行政が一元的に把握・活用する制度で、10月から番号通知が開始されることになっています。

しかし、日本年金機構のシステムがウイルスメールによる不正アクセスを受け、年金加入者の氏名や年金番号など約125万件にのぼる個人情報が流出していたことがわかり、国民の不信と批判の声が高まっています。

マイナンバー制度の対象となるのは、年金のほか、所得税、住民税、医療保険料、銀行預金口座などとされ、個人情報の量では最大の医療保険では9283万人にもものぼります。制度が活用されてから今回のような情報漏れが起きれば、国民・県民が甚大な被害を被ることになります。また情報管理は規模の小さな自治体ほど負担が大きくなるのは必至です。年金情報流出の検証も対策も進んでいないなか、今年10月からの番号通知と来年1月からの制度の施行は延期するべきであり、そのための条例改正は容認できません。

第6号の「栃木県県税条例の一部改正について」は資本金「一億円超」の普通法人の税率を軽減するものです。外形標準課税の拡大もはかられますが、外形標準課税は、中堅・中小企業を苦しめ、赤字の法人への課税を押し付けるもので、中小企業なかせです。しかも減税額が増税額を上回る「減税先行」となっており、減税の穴埋めは、消費税増税によって国民のふところから吸い上げられます。国民と中小企業には痛みだけで、大企業にだけ有利な税制改定は認められません。

今回の税制改正は財界・大企業の強い要求であり、「世界で一番、企業が活躍しやすい国」をめざす安倍政権の経済政策「アベノミクス」の大きな柱です。この先、国・地方を通じた法人実効税率を、現行、全国平均34・62%のところ、数年かけて20%台まで引き下げる方針です。しかし、こうした減税が、勤労者の賃金にも雇用にも回ることなく、栃木県を潤すことにもならないのは明らかではないでしょうか。このような不公平な税制改正にとまなう県条例の一部改正は認められません。

第15号の「工事請負契約の変更について」は、思川開発南摩ダム整備に関連して、一般県道板荷引田線の板荷引田トンネル約700メートルの工事契約金額の増額をはかるものです。このダムは、現在、治水に係る再評価がおこなわれており、新たな段階に入らないことが確認されています。したがってダム建設の是非について結論が留保されています。板荷引田トンネルは、本体工事に伴う工事残土の運搬道路として活用するためのものであり、日本共産党は工事を凍結すべきと考えます。南摩ダム計画によって翻弄された地域住民のための社会資本の整備は、ダム建設と切り離しておこなうべきであることをあわせて申し述べます。

以上が4議案に対する反対討論です。議員各位の賛同を求め、討論を終わります。